

(公 印 省 略)
高 第 1 7 7 3 号
平成 2 5 年 9 月 1 2 日

各市町高齢者福祉担当課長 様
(政令指定都市・中核市除く)

兵庫県健康福祉部社会福祉局高齢社会課長

腸管出血性大腸菌感染症による集団発生事例について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、誠に有り難うございます。

社会福祉施設等における腸管出血性大腸菌の集団発生については、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成 17 年 2 月 22 日付健発第 0222002 号、薬食発第 0222001 号、雇児発第 0222001 号、社援発第 0222002 号、老発第 0222001 号。以下「5 局長通知」という。)に基づき対応いただいているところですが、本年 6 月以降、社会福祉施設等における腸管出血性大腸菌感染症の集団発生が全国で少なくとも 10 件報告されており、本県においても保育所での集団発生が 1 件報告されているところです。

つきましては、地域密着型介護老人福祉施設等、貴市町所管の介護保険施設等に対して下記の事項について周知徹底方よろしくお願いいたします。

なお、特別養護老人ホーム(地域密着型を除く)、養護老人ホーム、介護老人保健施設、軽費老人ホーム、有料老人ホームへは当課より通知しておりますことを申し添えます。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施

設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

5. 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。

6. 4の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第15条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第58条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。

7. 4の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。

8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。

9. なお、医師が、感染症法、結核予防法（昭和26年法律第96号）又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるため、留意すること。

(問い合わせ先)

兵庫県健康福祉部社会福祉局
高齢社会課高年施設係

TEL 078-341-7711(代)(内線 2943)

FAX 078-362-9470